

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
有限会社パ ネトリー	橿原市土橋町二 〇一―三	パネの森	橿原市土橋町 一六二―八	放課後等デ イサービス	平成二十 七年九月 一日
株式会社N EXTHE ART	奈良市東登美ヶ 丘二―七―一四	C O C O A	奈良市東登美 ヶ丘二―七― 一四	放課後等デ イサービス	平成二十 七年九月 一日
特定非営利 活動法人コ ロボツクル	生駒市真弓四丁 目一二番二〇号	発達支援ル ームコロボ ツクル	北葛城郡上牧 町片岡台二丁 目一三番地一 号	児童発達支 援	平成二十 七年九月 一日
一般社団法 人無限	生駒市西菜畑町 一五二―一	O n e T o O n e	生駒市小瀬町 二七番地 中 辻マンション 二〇三・二〇 五号	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 七年九月 一日